創業チャレンジ拠点整備支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 空き店舗等を活用した創業チャレンジ拠点の整備促進を図るため、事業者が創業チャレンジ拠点整備に要した費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
- (1) 空き店舗等 商店街等で未活用の店舗又はテナントオフィス
- (2) 創業チャレンジ拠点 シェアキッチン、シェアオフィス、チャレンジ ショップなど創業を目指す個人等が共用して利用できる場

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗等において創業チャレンジ拠点を市内に整備する事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1)整備した創業チャレンジ拠点を1年以上運用することを誓約できること。
- (2) 市町村税等を滞納していないこと。
- (3) 法人その他の団体にあっては横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号の暴力団経営支配法人等でないこと、個人事業主にあっては同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の交付を受けようとする者の責務)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、創業チャレンジ拠点の利用者に対する創業支援事業を、横須賀市と連携して継続的に実施していくよう努めなければならない。その者が補助金の交付の決定を受けた以後も同様とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。
 - (1) 内外装工事、耐震改修など整備に係る経費
 - (2) 設備設置、備品購入に係る経費
 - (3) 広報に係る経費
 - (4) その他市長が必要と認める経費
- 2 広報に係る経費のみの場合は、補助対象外とする。

- 3 この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付(国、県 その他団体によるものを含む。)を受けている場合は、補助対象経費からそ の額を除くものとする。
- 4 規則第3条第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する補助対象経費には、当該経費についての消費税法(昭和63年法律第 108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第 226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を含めないものとする。

(補助金額)

- 第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費 の総額に2分の1を乗じて得た額とし、300万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間 内に補助金等交付申請書を提出しなければならない。
- 2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。この場合において、第4号に掲げる書類で補助金額を算出することができるときは、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとする。
- (1) 法人にあっては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日を記載したもの
- (2) 法人でない団体及び個人事業主にあっては、代表者の氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日(以下この号において「氏名等」という。)を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、個人事業主にあっては所得税に 係る個人事業の開業届出書又は直近の確定申告書の写し
- (4) 見積書の写し
- (5) 市町村税等の納付を証する書類。ただし、補助金を受けようとする者が 市内事業者であり、かつ市長が市税の納付状況について調査することに同 意している場合は、省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 規則第6条第1項に規定する申請書には、変更後の事業計画書、見積書の 写し及びその他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 創業チャレンジ拠点整備を証する書類
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

- 第9条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定める期間とする。
- 2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する実績報告書の提出日とする。 (帳簿の整備)
- 第10条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、経済部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。